

令和3年度 第12回山北町農業委員会総会 会議録			
召 集 年 月 日	令和4年3月25日(金)		
召 集 場 所	山北町役場防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和4年3月25日 午前9時30分	
	閉会	令和4年3月25日 午前10時45分	
応(不応) 招委員 及び出席並びに欠席委員  出 席 10名  欠 席 1名  (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別
	1番	杉山 照枝	○
	2番	二宮 慶晃	○
	3番	磯崎 加代子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	三尋木 重夫	○
	6番	高杉 光男	○
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○
	推進委員 岸地区	田渕 康男	○
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○
会議録署名委員	4番	細谷 晋之	5番
会議録署名委員	三尋木 重夫		
出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、中戸川、瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

山 北 町 農 業 委 員 会 第 12 回 総 会 会 議 錄

令和4年3月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED]m<sup>2</sup>です。所有権を譲渡人の[REDACTED]氏から譲受人の[REDACTED]へ移転します。

次に2ページをご覧ください。対象地を10アールあたり[REDACTED]で売買します。総額は、[REDACTED]です。

4ページをご覧ください。譲受人は自作地として[REDACTED]m<sup>2</sup>を保有しています。

5ページをご覧ください。権利移転後、対象地に米を栽培する予定です。譲受人の農機具の所有・リースの状況につきましては、耕運機を所有していることや、[REDACTED]に住む親戚から田植え機等を借りることを確認しており耕作をするうえで問題ないことと思われます。

6ページをご覧ください。譲受人は農作業への従事日数が年間150日と要件を満たしていることを確認しました。仕事は、電車広告の取り換え作業を週3日しており、農作業の時間がとれることを聞いています。

11ページが全部事項証明書です。

12ページ、13ページが位置図です。12ページの地図上で[REDACTED]の周辺にあり、13ページが拡大図です。

15、16ページが現地の写真です。遠藤推進委員に確認していただき、草刈り等が適切にされていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 申請地は少し入りにくい場所にありますが、現在工事をしており道が拡幅されるため、農機具も入りやすくなると思います。また以前、当該地において耕作の手伝いをしており、周辺の事情も理解されているので問題ないことだと思います。以上です。

議長 : 何か意見等ありますか。

杉山委員 : 水路に水は流れていますか。

事務局 : 田んぼの脇に水路があり、水が流れていることを確認しています。

議長 : その他、特になければご承認いただけますでしょうか。(異議なしの声)全員。

議長 : 議案第23号については承認されました。続いて、議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 17ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED]の合計[REDACTED]m<sup>2</sup>です。所有権を譲渡人の[REDACTED]から譲受人の[REDACTED]へ移転します。本案件は、[REDACTED]から農地を相続した、[REDACTED]が農地の管理が出来ないため10年以上前から当該地で農作業を行っている[REDACTED]へ所有権の移転をするものです。

18 ページをご覧ください。申請地は、[ ] で譲渡されます。

20 ページをご覧ください。譲受人は、自作地として [ ] m<sup>2</sup>を所有しています。

[ ] で米作りを行っているとのことです。

21 ページをご覧ください。権利移転後、お茶の栽培をする計画です。

22 ページをご覧ください。譲受人は、現在 [ ] として働いていますが、非番の日にも耕作ができるため、普通の会社員と比べて、時間の自由があると聞いています。

27、28 ページが全部事項証明書です。

29、30 ページが位置図です。29 ページの申請箇所と記されているところが申請地で、[ ] にいくとおりの道である [ ] を [ ] に上った先にあります。30 ページが拡大図です。

31 ページが公図です。太く囲われているところが申請箇所です。

32 ページが現地の写真です。杉本推進委員に確認していただき、お茶が植えられており、剪定がきちんとされていました。以上です。

議長

: 現地を確認した杉本推進委員から何かありますか。

杉本推進委員

: きちんと整備をされており、場所も平らで道路のすぐ脇のため条件のいい場所です。農作業に意欲的であるため、譲受人に安心して任せることが出来ると思います。

高杉会長

: シカ等の獣害については承知していますか。

杉本推進委員

: 獣害については承知しており、被害対策として町の柵の助成制度を紹介しています。

議長

: その他意見等ありますか。特になければご承認いただけますでしょうか。（異議なしの声）全員。

議長

: 議案第 24 号については承認されました。

4 全体協議

議長

: 全体協議ということで、令和 5 年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和 5 年度県農地等利用最適化の推進に関する意見についてについて事務局から説明願います。

事務局

: 33 ページをご覧ください。令和 5 年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和 5 年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について、県議会に働きかけを行うため、農業委員会として要望や理由を取りまとめる必要があります。参考として前回、神奈川県農業会議が各農業委員会から取りまとめた要望への回答と今年度足柄上農業委員会連合会として神奈川県農業会議に提出した意見を用意しました。

38 ページから 66 ページが要望への回答です。

67 ページから 73 ページが足柄上農業委員会連合会に提出した意見書です。協議事項として 2 点あり、1 点目の税制に関する意見については、例年意見なしで上げていますが、今回につきましても意見なしということでおろしいでしょうか。

議長

: 時間がなくて申し訳ないのですが、特に意見等なければ山北町として意見なしということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）全員。

事務局 : 2点目の令和5年度県農地等利用最適化の推進に関する意見につきましては、前回の意見を継続と事務局案としまして鳥獣被害実施隊に対する活動費の拡充について新規で要望したいと考えています。理由としまして、捕獲に対する助成制度はありますが、その他の罠の設置や見回り、止め刺しや処分といった活動には補助金はありません。そのため活動内容や拘束時間に見合う制度が必要と考えためです。他に意見等がなければこの案で進めていきたいと思いますがどうでしょうか。流れとしましては4月の総会で要望の案をまとめて、最終的には4月末までに神奈川県農業会議に提出することになっています。以上です

議長 : 意見等はありますか。追加の要望等があれば事務局までお願いします。

議長 : 下限面積要件の別断面積について事務局から説明願います。

事務局 : 2つ目の全体協議としまして、農地法3条第2項5号により農地の下限面積が定められていますが、平成21年施行の改正農地法により地域の実情に合わせ、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段面積を定めています。農地法施行規則第17条により現在、山北町は別断面積を15アールと定めており、特に意見がなければ、来年度も15アールでいきたいと考えています。

議長 : 意見等ありますか。特になれば、別段面積要件の変更はなしということでおろしいでしょうか。（異議なしの声）全員

## 5 その他

議長 : その他、特になれば次回総会の日程を決定したいと思います。  
次回は4月25日9時30分からということでよろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願いします。

## 6 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。（10：45）